

## ○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）（抄）

## （退職金）

第十条 機構は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十一月に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 二十三月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額（退職が死亡による場合にあつては、被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額）
- 二 二十四月以上四十二月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

- 三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額
- イ 被共済者に係る納付された掛金の総額を上回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額
- ロ 計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十三月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び第四項において同じ。）に被共済者が退職したものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる額（第四項において「仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

4

（略）

第二項第三号ロの支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

5

（略）

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十一号）（抄）

（第二条被共済者に係る退職金に関する経過措置）

第二条 施行日前退職金共済契約（平成十四年改正法附則第二条に規定する施行日前退職金共済契約をいう。以下同じ。）の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者（以下「第二条被共済者」という。）が施行日以後に退職した場合における退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（第一号及び第二号 略）

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ （略）

ロ 平成八年四月前の期間に係る掛金として旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかつた旧法契約の第二条被共

済者にあつては、次の(1)に定める額とし、それ以外の第二条被共済者にあつては、次の(1)に定める額に(2)に定める額を加算した額

- (1) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月（平成十五年四月以後の計算月に限る。）までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に応じイ(1)又は(2)に定める額を合算して得た額（以下「特定仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る第七条第二項の規定により定められる支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

（以下 略）

（支給率に関する経過措置）

第七条 平成十五年度以後の各年度に係る新法第十条第二項第三号ロの支給率は、当該各年度の支給率を定める際に当該各年度に特定仮定退職金額又は通算二年法契約特定仮定退職金額を算定することとなる被共済者（次項において「経過措置被共済者」という。）がいる場合には、新法第十条第四項の規定にかかわらず、次項の規定により定めるものとする。

2 平成十五年度以後の各年度に係る第二条第一項第三号ロ（1）及び新法第十条第二項第三号ロ（以下この項において「支給率に関する規定」という。）の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、新法第十条第二項の規定を適用して退職金の額を算定する被共済者及び経過措置被共済者のうち、当該年度に計算月を有することとなる者の同項第三号ロに規定する仮定退職金額、特定仮定退職金額及び通算二年法契約特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

○中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十  
三号）（抄）

（法第十条第四項の算定した額）

第十七条 法第十条第四項の当該年度の前年度の運用収入のうち

同条第二項第三号口に定める額の支払に充てるべき部分の額と  
して算定した額は、当該年度の前年度の独立行政法人勤労者退職  
職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平  
成十五年厚生労働省令第百五十二号）第十二条第二項の一般の  
中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における  
利益の見込額の二分の一とする。

○中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令（平成十  
四年厚生労働省令第百四十一号）（抄）

附 則

（経過措置政令第七条第二項の算定した額）

第八条 経過措置政令第七条第二項の当該年度の前年度の運用収  
入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部  
分の額として算定した額は、当該年度の前年度の勤労者退職金  
共済機構の財務及び会計に関する省令（昭和三十四年労働省令  
第十八号）第二条第二項の一般の中小企業退職金共済事業等勘  
定の給付経理の損益計算における利益の見込額の二分の一とす  
る。

○労働政策審議会令（平成十二年政令第一百八十四号）（抄）

（分科会）

第六条 1～8 （略）

9. 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（部会）

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～8 （略）

9. 審議会（分科会に置かれる部会については、分科会。以下の項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

○労働政策審議会運営規程（抄）

第九条 分科会、前条に規定する部会又は審議会令第八条第一項に規定する最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもつて審議会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

○労働政策審議会勤労者生活分科会運営規程（抄）

第七条 分科会に、中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。  
一 法第四条第一項第四十九号に掲げる事務に関する重要な事項を調査審議すること。

二 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第二百六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

基発第0317002号

平成17年3月17日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

理事長 樋爪 龍太郎 殿

厚生労働省労働基準局長

## 中小企業退職金共済制度の運営改善について

厚生労働省は、今後の中小企業退職金共済制度について、平成17年3月11日付けの労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会の「中小企業退職金共済制度の運営改善に関する意見書」(別添)を踏まえ、その運営改善を図ることとしたので、独立行政法人勤労者退職金共済機構においても、当該意見書の趣旨を踏まえ、その運営改善に当たられたい。

特に、一般の中小企業退職金共済制度については、付加退職金の支給率の決定方針を下記のとおり定めたので、この方針を前提にして累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額(別紙参照)を設定されたい。

また、林業退職金共済制度についても、当該意見書の趣旨に鑑み、一般の中小企業退職金共済制度と同様に累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額(別紙参照)を設定されたい。

記

## &lt;付加退職金の支給率の決定方針&gt;

- 1 付加退職金の支給率については、中小企業退職金共済法第10条第4項の「そ

の他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるもの」とする規定に基づき、次の2の処理を踏まえて、具体的な数値を決定することとする。

2 退職金原資となる資産については、達成すべき運用利回り（別紙参照）を設定し更に効率的な運用を行うこととし、各年度で生ずる利益は、次のとおり処理することとする。

- ① 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額以上のときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を累積欠損金の解消に、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。
- ② 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額を下回るときは、まず当該利益の見込額のうち年度ごとに解消すべき累積欠損金の額に相当する額を累積欠損金の解消に充て、残額を付加退職金に充てる。

別添

平成17年3月11日

## 中小企業退職金共済制度の運営改善に関する意見書

労働政策審議会  
勤労者生活分科会  
中小企業退職金共済部会

当部会は、中小企業退職金共済制度の意義、重要性を踏まえ、現状において早急に取り組むべき課題についての議論を重ね、今般この意見書を取りまとめたので、提出する。

1. 一般の中小企業退職金共済制度（以下「中退制度」という。）における現行の予定運用利回りは、やむを得ず設定しているものであって、その引き上げを図るために不断の努力を行う必要があること。
2. 付加退職金の支給率の決定に当たっては、累積欠損金を計画的に早期解消することが重要な課題と位置付けた上で、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）による中小企業労働者の加入促進、退職金原資となる資産の効率的な運用、経費節減に更なる努力を行う必要があること。
3. 厚生労働大臣及び機構は、上記1. 及び2. の必要性を踏まえつつ、現行の中小企業退職金共済法の体系を前提に、次のような制度運用を行う必要があること。
  - (1) 退職金原資となる資産の運用については、各年度ごとに累積欠損金の解消と付加退職金の支給が可能となるような利回りを設定し、その利回りを達成できるよう更に効率的に行うこと。
  - (2) (1) を前提に、各年度で生ずる利益は、次のとおり処理すること。
    - ① 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当

する額以上のときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を累積欠損金の解消に、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。

② 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額を下回るときは、まず当該利益の見込額のうち年度ごとに解消すべき累積欠損金の額に相当する額を累積欠損金の解消に充て、残額を付加退職金に充てる。

4. なお、累積欠損金解消までの年数、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額及び目安となる利回りの設定に当たっては、

- ① 中退制度の健全性を重視し、累積欠損金の解消は時間をかけずに行うべきであるという意見があつたこと、
- ② 累積欠損金の解消は重要であるとしても、平成14年の建議を踏まえつつ時間をかけて行うべきであるという意見があつたこと、
- ③ 効率的な運用を目指す必要があるが、同時に過度に高いリスクは取るべきでないという意見があつたこと、

に留意する必要があること。

5. 平成17年度に係る付加退職金の支給率の決定においては、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額は、180億円とする。

別紙

累積欠損金の解消に向けての目標値の設定について

目標値については、表に記載された数値を中心に経済情勢等諸条件を勘案の上設定すること。

〔表〕

○ 一般の中小企業退職金共済事業〔予定運用利回り1.0%〕

累積欠損金解消までの年数 (解消年限)	中期計画1期間(5年間) 当たりの解消目標額 (注1)	年度ごとに解消すべき累積欠損金額としての目安額	達成すべき運用利回り (注2)
15年間 (平成16~30年度)	895億円	17.9億円	2.20%

(注1) 中期計画1期間が5年未満の場合は、その年数に応じた額が解消目標額となる。

(注2) 数値は、責任準備金額が平成15年度末現在の値で一定であると仮定した場合において、現行ルールに基づき年度ごとに解消すべき額を確保するために達成すべき運用利回りの目安を示すものである。

○ 林業退職金共済事業〔予定運用利回り0.7%〕

累積欠損金解消までの年数 (解消年限)	中期計画1期間(5年間) 当たりの解消目標額 (注1)	年度ごとに解消すべき累積欠損金額としての目安額	達成すべき運用利回り (注2)
15年間 (平成16~30年度)	590百万円	118百万円	1.48%

(注1) 上記(注1)と同じ。

(注2) 数値は、責任準備金額が平成15年度末現在の値で一定であると仮定した場合において、現行ルールに基づき年度ごとに解消すべき額を確保するために達成すべき運用利回りの目安を示すものである。



平成 17 年 10 月 1 日

## 累積欠損金解消計画（抜粋）

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

### 2 計画の課題

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成 16 年度末の累積欠損金 2,284 億円を 13 年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約 180 億円となる。

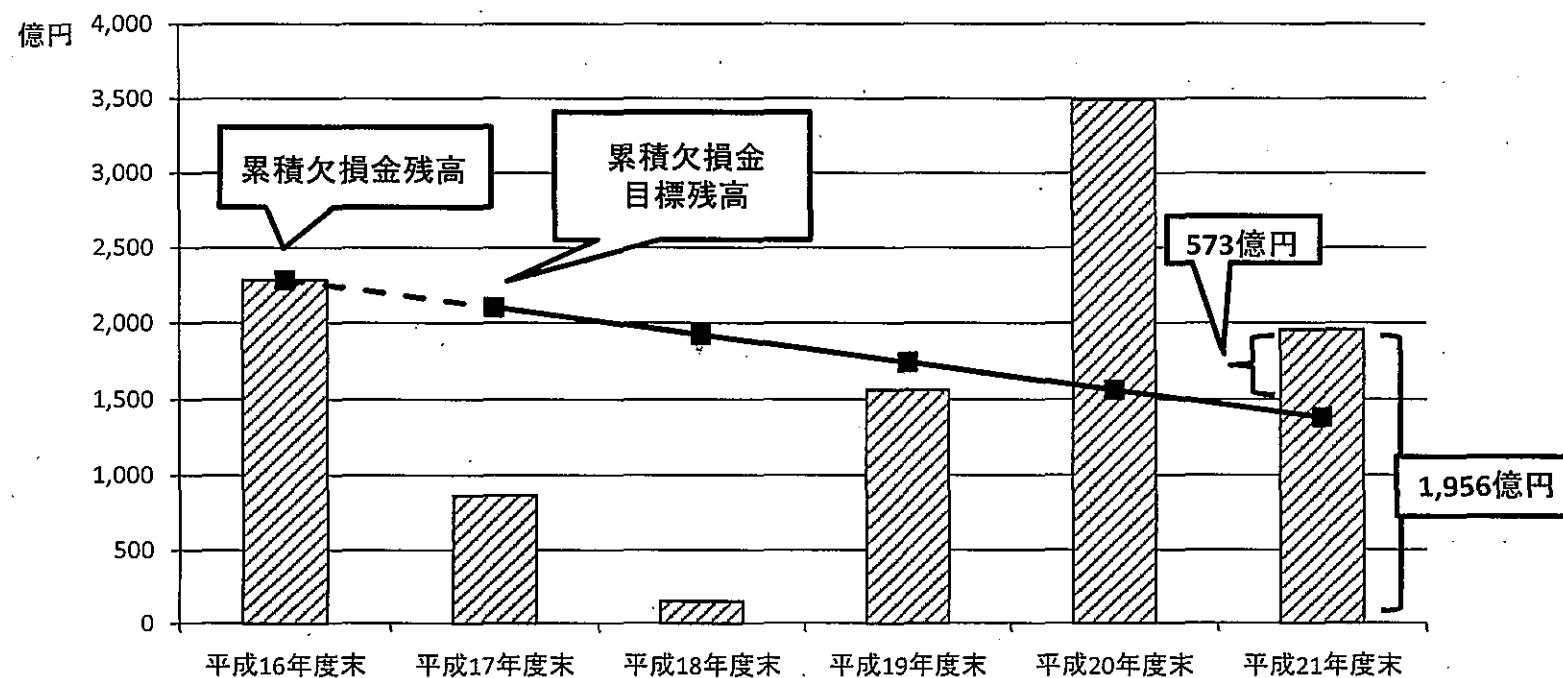
したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は 180 億円とし、中期計画 1 期間（5 年間）当たりの解消目標額は 900 億円とする。



## 一般の中小企業退職金共済事業における累積欠損金額の推移状況

(単位: 億円)

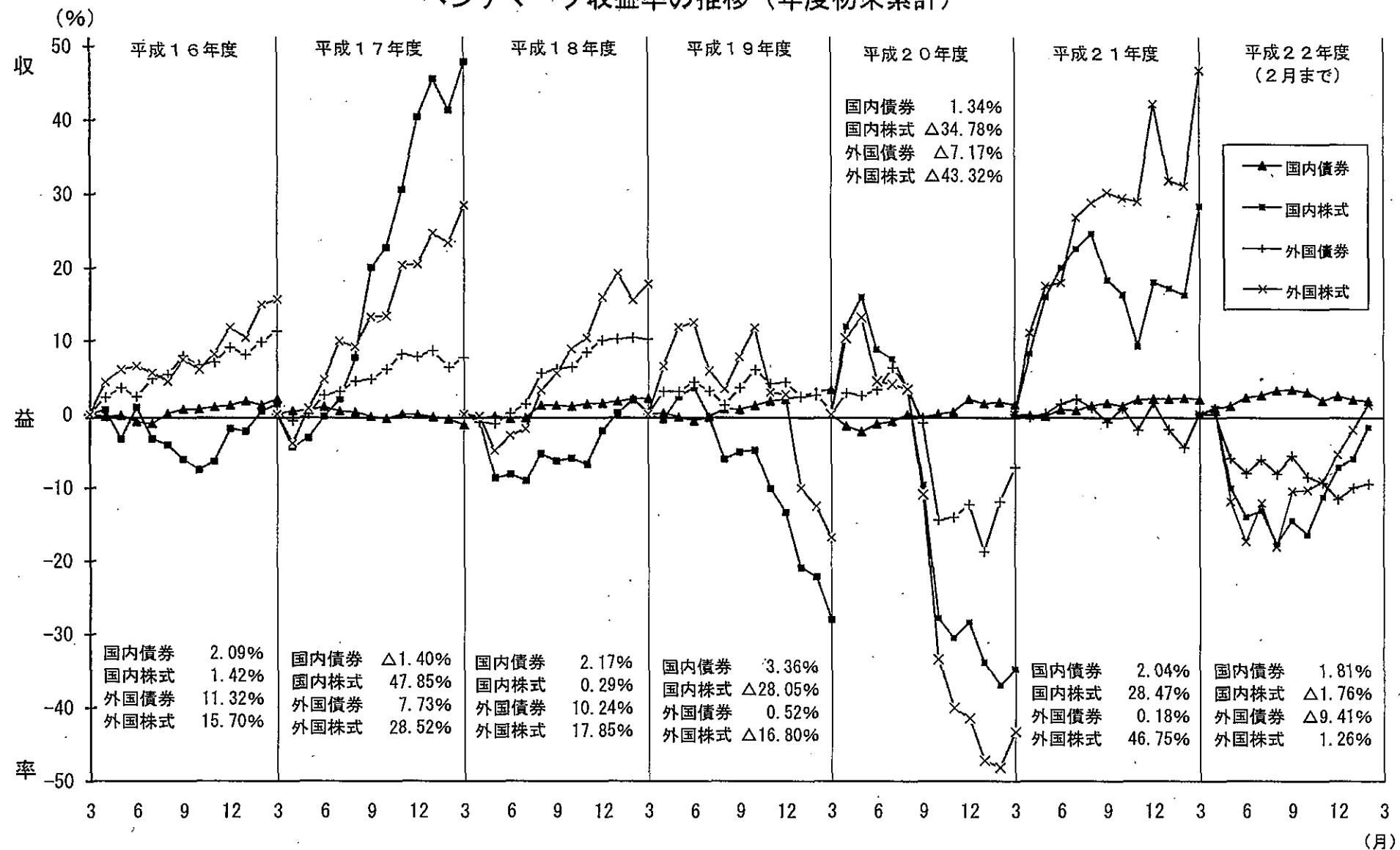
	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
収 入	4,271	7,134	5,220	4,485	4,533	6,217
支 出	3,870	5,717	4,505	5,897	6,462	4,681
当 期 損 益 金	401	1,417	715	△ 1,413	△ 1,929	1,536
累 積 欠 損 金 ( A )	△ 2,283	△ 867	△ 151	△ 1,564	△ 3,493	△ 1,956
累 積 欠 損 金 解 消 目 標 残 高 ( B )		△ 2,103	△ 1,923	△ 1,743	△ 1,563	△ 1,383
A - B		1,237	1,772	180	△ 1,929	△ 573



※ 累積欠損金残高目標額は、平成16年度末現在の累積欠損金残高から解消目標額180億円を年度ごとに解消した額として算定した。  
 ※ 累積欠損金残高等は小数点以下四捨五入である。



## ベンチマーク収益率の推移（年度初来累計）



(注) ベンチマーク

国内債券：NOMURA-BP I 総合

国内株式：TOPIX (配当込み)

外国債券：シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

外国株式：MSCI-KOKUSAI (円貨換算、配当込み、グロス)

## ベンチマークについて

ベンチマークとは、運用成果を評価する際に、相対比較の対象となる基準指標のことであり、市場の動きを代表する指数を使用している。

### 【国内債券】

#### ○ N O M U R A - B P I 総合

野村證券金融経済研究所が作成・発表している国内債券市場のベンチマーク。国内債券のベンチマークとしては代表的なものである。

### 【国内株式】

#### ○ T O P I X (配当込み)

東証一部上場全銘柄の株価を株式数で加重平均して算出したもの。国内株式市場の代表的なベンチマークである。

### 【外国債券】

#### ○シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

日興シティグループ証券株式会社が作成・発表している世界国債のベンチマーク。時価総額につき一定基準を満たす国の国債について、投資収益率を指数化したもの。国際債券投資の代表的なベンチマークのひとつである。

### 【外国株式】

#### ○ M S C I - K O K U S A I (円貨換算、配当込み、グロス)

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社が作成・発表している日本を除く先進国で構成された世界株指数。対象国の包括性、切り口の多様性等の点で国際株式投資のベンチマークとしては代表的な存在である。

## 一般の中小企業退職金共済事業における収支状況の推移及び付加退職金の支給率の状況

## (1) 一般の中小企業退職金共済事業における収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)
平成 3 年度	6.60% 5.50% (4月~)	5. 8 6%	436億円	488億円
平成 4 年度	6.60% 5.50%	5. 8 6%	△238億円	250億円
平成 5 年度	6.60% 5.50%	5. 4 6%	△250億円	△ 0億円
平成 6 年度	6.60% 5.50%	4. 7 8%	△427億円	△ 427億円
平成 7 年度	6.60% 5.50%	4. 5 5%	△516億円	△ 943億円
平成 8 年度	4.50% (4月~)	3. 8 4%	△196億円	△1,139億円
平成 9 年度	4. 5 0%	3. 5 3%	△296億円	△1,435億円
平成10年度	4. 5 0%	3. 2 3%	△396億円	△1,831億円
平成11年度	3.00% (4月~)	3. 0 8%	9億円	△1,822億円
平成12年度	3. 0 0%	2. 3 3%	△207億円	△2,029億円
平成13年度	3. 0 0%	1. 7 7%	△372億円	△2,401億円
平成14年度	1.00% (11月~)	1. 6 0%	△170億円	△2,571億円
平成15年度 前 期	1. 0 0%	1. 6 8%	103億円	△2,468億円
平成15年度 後 期	1. 0 0%	5. 3 7%	545億円	△2,684億円
平成16年度	1. 0 0%	2. 8 4%	401億円	△2,283億円
平成17年度	1. 0 0%	8. 3 4%	1,417億円	△ 867億円
平成18年度	1. 0 0%	2. 8 1%	715億円	△ 151億円
平成19年度	1. 0 0%	△2. 9 5%	△1,413億円	△1,564億円
平成20年度	1. 0 0%	△4. 8 8%	△1,929億円	△3,493億円
平成21年度	1. 0 0%	5. 6 7%	1,536億円	△1,956億円

(注) 下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。

・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。

・平成2年法改正においては、施行日前における掛金月額部分について、6.60%の利回りを適用。

平成7年法改正以降は、新法施行日前も含めて新たな予定運用利回りを適用。

(2) 付加退職金の支給率の状況

年 度	支 給 率
平成 4 年度	0. 01309
平成 5 年度	0. 0015
平成 6 年度	0
平成 7 年度	0
平成 8 年度	0
平成 9 年度	0
平成 10 年度	0
平成 11 年度	0
平成 12 年度	0
平成 13 年度	0
平成 14 年度	0
平成 15 年度	0
平成 16 年度	0. 00233
平成 17 年度	0. 00602
平成 18 年度	0. 0214
平成 19 年度	0
平成 20 年度	0
平成 21 年度	0
平成 22 年度	0